

児発第 299 号通知①

～全体の構成～



保育所経理の特殊性

特養の収入は【介護報酬収入】です。それに対し保育所の収入は【運営費収入】です。介護報酬収入は介護サービスを提供したことによる対価としての収入であり、企業会計であれば売上と考えられます。一方運営費収入は費用を補助するための収入です。人件費としていくら、事務費としていくら、事業費としていくらと請求するので原則として目的に沿って使うことになります。このため 299 号通知が必要になります。

299 号通知

299 号通知は保育所の運営をする上で避けては通れない重要な通知です。しかしたいへん読みにくい通知でもあります。今後数回に分けて徐々に読み解いて行きますが第 1 回目は文章の構成を整理いたします。

299 号通知の構成

～前文～ 以下の本文のと通りの取扱いを各保育所に周知徹底するように書かれています。

1 運営費の使途範囲（※1）

- (1) 保育所運営費の原則的使途範囲
- (2) 上記 (1) に対する例外的使途
条件 (2) ①～⑦を満たす保育所は、人件費・管理費・事業費間で流用できる。
- (3) 上記 (1) に対する例外的使途
条件 (2) ①～⑦を満たす保育所は、(3) ①～③の積立預金が出る。
- (4) 上記 (1) に対する例外的使途
別表 1 のいずれかを実施する保育所で、なおかつ条件 (2) ①～⑦を満たす保育所は、民改費加算額内で保育所が設置する別の保育所の別表 2 の経費に充てることができる。
- (5) 上記 (1) に対する例外的使途
上記 (4) の条件を満たし (5) ①及び②を満たす保育所は限度額内で子育て支援事業に係る別表 3 の経費、及び社会福祉施設に係る別表 4 の経費に充てることができる。
また運営費 3 ヶ月分内で別の保育所の別表 5 の経費及び別の子育て支援事業に係る別表 3 の経費に充てることができる。
- (6) 上記 (1) に対する例外的使途
上記 (5) の条件を満たす場合 (6) の①②の積立預金が出る。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

割愛します。

以下3～6につきましては別の機会といたします。

3 前期末支払資金残高の取扱い（※2）

4 運営費及び保育料の管理・運用

5 運営費等の経理に係る指導監督

6 その他

※運営費と前期末支払資金残高

※1 「1 運営費の使途範囲」の運営費はその年度に受取る運営費収入をいいます。

※2 「3 前期末支払資金残高の取扱い」の前期末支払資金残高は前年末までの収支残高の累計をいい、運営費とは取扱いが違います。

運営費の使途と条件（前文1の「運営費の使途範囲」を表にまとめてみました）

運営費の使途	条件
1 (1) 原則的使途範囲	なし
1 (2) 例外的使途範囲	1 (2) の①～⑦
1 (3) 例外的使途範囲	1 (2) の①～⑦
1 (4) 例外的使途範囲 限度額内で別保育所の別表2の経費	1 (2) の①～⑦ 別表1のいずれか実施
1 (5) 例外的使途範囲 子育て支援事業等に別表3の経費 社会福祉施設等に別表4の経費 別保育所の別表5の経費 別の子育て支援事業の別表3の経費	1 (2) の①～⑦ 別表1のいずれか実施 1 (5) の①及び②を満たす
1 (6) 例外的使途範囲	1 (2) の①～⑦ 別表1のいずれか実施 1 (5) の①及び②を満たす

運営費の使途範囲につきましては上記表の通り「1 運営費の使途範囲 (1) ～ (6)」と「別表1～5」で構成されています。

「1 運営費の使途範囲 (1)」では原則的使途範囲について

「1 運営費の使途範囲 (2) ～ (6)」では例外的使途範囲について書かれています。

別表1は1 (4) ～1 (6) までの条件について書かれており、

別表2は1 (4) の使途範囲、別表3～4は1 (5) の使途範囲について書かれています。

この文章は299号通知を読むための補助をするもので、この文章のみをお読みいただいても299条を理解することはできません。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

医療事業部：村田知生